

海外視察旅行費用の取扱い

Q : 当社は、このたび同業者団体主催の海外視察旅行に参加します。旅行費用が給与に該当する場合がありますが、教えてください。

A : その旅行に通常要する費用の額に損金等算入割合を乗じた金額は「旅費」、それ以外の金額は「給与」に該当します。

【解説】

同業者団体が主催する業務と観光を併せて行う海外視察旅行に参加する場合は、その旅行費用を「旅費」と「給与」に振り分けをしなければなりません。

この振り分けは、その旅行に通常要する費用の額に次の損金等算入割合を乗じて行うのですが、その損金等算入割合に応じて次のように取り扱うこととされています。

損金等算入割合 = 「(A)」 ÷ (「視察等の業務に従事したと認められる日数(A)」 + 「観光を行ったと認められる日数」) (10%未満端数四捨五入)

- ① 損金等算入割合が90%以上の場合
全額を旅費として処理することができます。
- ② 損金等算入割合が20%以上80%以下の場合
その旅行に通常要する費用の額に損金等算入割合を乗じて求めた金額を旅費とし、それ以外の金額はその役員または使用人に対する給与(賞与)として処理をします。
- ③ 損金等算入割合が10%以下の場合
その旅費の全額が旅行者たる役員又は使用人に対する給与(賞与)となります。

